

令和8年9月15日

輸送の安全確保に関する警告書の発出について

令和8年4月28日に、折田汽船株式会社の経営する一般旅客定期航路事業において運航する貨客船兼自動車渡船「フェリー屋久島2」が、屋久島宮之浦港へ向けて航行中、主機関停止に伴い航行不能となる事故が発生した。

これを受けて、海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、宮之浦港の陸上施設点検簿を作成していないという安全管理規程違反が確認されました。

そのため、輸送の安全確保に関する警告書の発出を行いましたのでお知らせいたします。

記

1. 対象事業者

事業者名：折田汽船株式会社（代表取締役 市丸 隆二郎）

住所：鹿児島県鹿児島市本港新町6番地

2. 発出年月日

令和8年9月15日（火）

3. 警告の概要については別紙参照

<問い合わせ先>

九州運輸局 海上安全環境部

運航労務監理官 担当：古賀（こが）、小島（こじま）

電話 092-472-3181



九州運輸局

運輸と観光で九州の元気を創ります

事案発生日	令和8年4月28日	
事業者名	折田汽船株式会社	
発出日	令和8年9月15日	
法令違反等の概要	令和8年4月28日、折田汽船株式会社が経営する一般旅客定期航路事業にて運航する「フェリー屋久島2」が、屋久島宮之浦港へ向けて航行中、主機関停止に伴い航行不能となる事故が発生した。 これを受け、海上運送法に基づく立入検査を実施したところ、宮之浦港の陸上施設点検簿を作成していないという安全管理規程違反が確認された。	
警告の内容	令和8年10月14日までに以下の是正措置を文書により報告すること。 運航管理者は、宮之浦港の陸上施設点検簿を作成し、安全管理規程第41条第3項に基づき点検を実施し、その結果を記録し1年間保存すること。	
当該違反により付された違反点数		1点
当該事業者に付された累積違反点数		1点